

鳥取県立鳥取療育園 災害等対策指針

鳥取県立鳥取療育園（以下「当園」という。）は、災害の発生時に利用者及び職員の安全を速やかに確保することを目的とし、基本的な考え方を以下のとおり定める。

1 災害等対策に関する基本的な考え方

当園は医療機関であるとともに福祉施設であり、災害発生時に様々な配慮を必要とする方が利用しており、利用者の安全を確保するため、災害による被害の発生を未然に防止することや災害発生時における迅速かつ的確な対応が求められる。必要な防災対策を実施するため、日頃から災害の発生を想定し、立地場所や利用者の特性に応じた対応方法等を検討することが必要である。また、防災担当者だけでなく一般の職員や利用者等も防災に関する知識を持つとともに、定期的な訓練等を通じて災害への対応について理解することで被害の拡大を防止する。

2 災害等への対策に関する組織体制

災害への対策等を検討するため災害等対策委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。本委員会が中心となり、当園の全職員に対して組織的な対応と教育、啓発活動を行う。本委員会が当園防災に関する施設内全体の問題点の検討と改善策を講じるなど災害等対策活動の中核的な役割を担う。委員会は月1回の開催を定例とし、必要に応じて臨時に開催する。災害等対策委員会で協議及び検討した内容は、当園総括会議において報告され、承認を受けるものとする。

3 災害等対策の研修、設備点検等に関する基本方針

消防法第17条の3の3の規定に基づく設備の定期点検（年2回）及び消防署長への報告を行う。

非常災害対策計画（平成28年厚生労働省通知）の内容の見直し確認を行う。

園内研修は年1回程度開催する。また、必要に応じて臨時の研修を開催することもある。これらは全職員に対して開催する。

これらの諸研修・訓練の開催結果、あるいは、施設外研修の参加実績を園内データベースの所定の箇所に記録保存する。

4 本指針の見直しについて

本委員会は本指針の必要な改正を行う。

付則

本指針は、令和4年7月15日から施行する。